## 第6章 その他の災害対策計画

## 第1節 大規模水害対策計画

匀	第1 計画の	前提
	市担当部課	市長公室危機管理課
	関係機関	

#### 1 中央防災会議による大規模水害に係る被害想定結果

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会(平成22(2010)年4月)で実施された 荒川及び利根川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定の概要は次のとおりである。

#### (1) 荒川

#### ■各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口(荒川)

(条件=ポンプ運転:無し、燃料補給:無し、水門操作:無し、排水ポンプ車:無し、流域平均雨量:約550mm/3日)

類 型 名	想定決壊箇所		浸水面積 (k㎡)	浸水区域内人口 (人)
①元荒川広域氾濫	鴻巣市大芦地先	左岸 70km	約 200	約 450,000
②荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸 21km	約 170	約 1,600,000
③入間川合流点上流氾濫	川島町山ヶ谷戸地先	右岸 53.2km	約 39	約 70,000
④荒川右岸低地氾濫	北区志茂地先	右岸 21km	約 110	約 1, 200, 000
⑤江東デルタ貯留型氾濫	墨田区墨田地先	右岸 10km	約 90	約 1,000,000

#### (2) 利根川

#### ■各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口(利根川)

(条件=ポンプ運転:無し、燃料補給:無し、水門操作:無し、排水ポンプ車:無し、流域平均雨量:約320mm/3日)

類 型 名	想 定 決 壊 箇 所		浸水面積 (km²)	浸水区域内人口 (人)
①本庄・深谷沿川氾濫	本庄市山王堂地先	右岸 182.5km	約 25	約 19,000
②首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	右岸 136m	約 530	約 2, 300, 000
③野田貯留型氾濫	野田市台町地先	右岸 118.5km	約 55	約 61,000
④伊勢崎・太田沿川氾濫	太田市大館地先	左岸 172.5km	約 70	約 43,000
⑤渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先	左岸 159.5km	約 140	約 100,000
⑥古河·坂東沿川氾濫	古河市中田地先	左岸 132km	約 130	約 110,000

#### 2 大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

(1) 広大な浸水地域、深い浸水深

浸水面積や浸水区域内人口が広域かつ大規模な浸水が想定される。

また、浸水深が3階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所(高台)を確保することが困難な地域が存在する。

#### (2) 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。

また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能まひ等の被害が発生する。

第1節 大規模水害対策計画

#### (3) 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは、供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況と なる。

また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

## (4) 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

#### (5) 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

#### 3 計画の前提

市域は、前述1で想定された箇所の結果による影響はあまりないが、決壊箇所によっては、 市域においても大規模水害の発生が皆無とは言えない。

そのため、大規模水害への対応について、本計画に定めるものとする。

## 第2 適時・的確な避難の実現

	市担当部課	市長公室危機管理課、	市民部健康づく	り課、	福祉部、	建設部管理課、	消防本部
		指令課					
ſ			•				

関係機関

荒川、利根川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定されており、堤防決壊箇所 近傍等では氾濫流到達までの時間が短いが、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要 する場合もある。

関係各課は、大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

#### 1 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

市(市長公室)は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査及び分析する。

#### 2 大規模水害リスクに関する情報の普及

市(市長公室)は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し、生命や健康に問題が生じる可能性等、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

#### 3 適時・的確な避難に結びつく情報発信

市民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、市(市長公室、建設部)は関係機関と連携し、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使って分かりやすく発信する。

#### 4 適時・的確な避難指示の実施

市(市長公室)は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、高齢者等避難・避難指示等の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報及び指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な高齢者等避難・避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

#### 5 域外避難場所・避難所の確保

市(市長公室)は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

## 6 避難支援

市(市長公室)は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達に当たっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

## 7 広域避難に向けた検討

市(市長公室)は、市外への広域避難を円滑に実施するため、県及び他市町村との間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、他市町村との相互応援協定や、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

#### 8 孤立者の救助体制の整備

市(市長公室)は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の 所在確認及び救助が実施できるよう、関係機関との連携体制を整備する。

#### 9 入院患者等の広域受入体制の確保

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送及び受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市(市民部、福祉部)は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定、及び指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

# 第3 **応急対応力の強化及び重要機能の確保** 市担当部課 市長公室危機管理課、総合政策部、建設部管理課、上下水道部水道課、下水道 課、大里行政センター、妻沼行政センター

関係機関 │ 荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急 対策のために必要な防災活動拠点、排水施設等の機能維持を図る。

#### 1 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

市(総合政策部)は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するため の体制を整備する。

なお、大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、 県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

#### 2 防災活動拠点の浸水危険性の把握

市(市長公室、建設部)は、大規模水害時における防災活動拠点の浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、 停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

#### 3 業務継続計画 (BCP) の策定及び推進

市(市長公室)は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

<b>4</b>	第4 地域の大規模水害対応力の強化						
	市担当部課	市長公室危機管理課、建設部管理課、大里行政センター、妻沼行政センター、					
消防本部							
関係機関 荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合							

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

#### 1 避難行動力の向上

市(市長公室、消防本部)は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備等、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

#### 2 水防活動の的確な実施

市(建設部、大里行政センター、妻沼行政センター)は、水防団員の確保や水防訓練の充実を 図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や効率的、効果的な水防対策を検討する。

#### 3 事業継続に有効な建築構造・設備配置

企業等は、事業継続に必要不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

#### 第5 氾濫の抑制対策及び土地利用誘導による被害軽減

1	市担当部課	建設部管理課、都市整備部都市計画課、市長公室危機管理課
	関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい都市を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

#### 1 治水対策の着実な実施

市(建設部)は、関係機関と連携し、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

#### 2 排水対策の強化

市(建設部)は、関係機関と連携し、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫 水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

#### 3 土地利用誘導による被害軽減

市(市長公室、都市整備部)は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知及び広報に努める。また、地下室に寝室や居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

また、浸水危険性の高い地域においては、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備等、まちづくりと一体となった対策を検討する。

#### 4 計画的な土地利用の推進

市は県と連携し、国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、浸水被害を受けにくい安全な県土づくりを進める。

#### 第6 防疫及び水害廃棄物処理対策

193 MARIA C. 11 M. DODIC INC. — 19314					
市担当部課	環境部環境推進課、市民部健康づくり課				
関係機関	熊谷保健所、(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷薬剤師会				

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、 水害に伴って発生するがれき類について適切な処分を行う体制を整備する。

#### 1 水害廃棄物の仮置き場所の候補地の選定

市(環境部)は、仮置き場所として利用可能な空き地やその面積等をあらかじめ把握しておく。また、廃棄物発生量を予測した上で、仮置き場所の必要量等の把握に努める。

#### 2 広域連携による廃棄物処理

市(環境部)は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他市町村や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。 また、水害廃棄物の分別排出、収集、運搬、中間処理、最終処分等に関する水害廃棄物処理については、熊谷市災害廃棄物処理計画による。

#### 3 衛生環境の確保

市(環境部、市民部)は、関係機関と連携し、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、 消毒液の確保及び散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対 策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

#### 4 広域連携による衛生環境の確保

市(環境部、市民部)は、大規模水害時に必要な人員、資機材等が不足することに備え、他市町村や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。

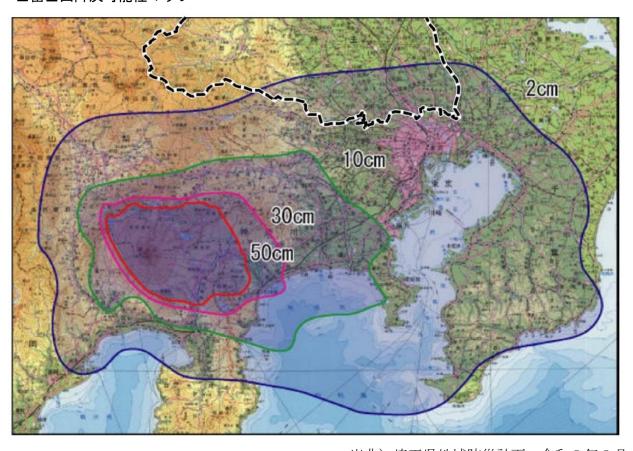
## 第2節 火山噴火降灰対策計画

匀	第1 火山噴火降灰の可能性					
	市担当部課	市長公室危機管理課				
	関係機関					

## 1 富士山が噴火した場合

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成 16(2004)年) や富士山火山広域防災検討会報告(平成 17(2005)年)による富士山降灰可能性マップによれば、本市は2cm程度の降灰堆積の可能性がある。

#### ■富士山降灰可能性マップ



出典) 埼玉県地域防災計画 令和3年3月

#### 2 その他の近隣火山が噴火した場合

浅間山、草津白根山等の近隣の火山が噴火した場合には、県内で数 cm の降灰堆積の可能性がある。

第2	事前対策及び予防計画
<i>7</i> 77 C	ず削別米及ひょり回門

市担当部課	市長公室危機管理課、	所管各部
関係機関		

#### 1 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、 火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報(噴火警報・予報、降灰予報)の種 類と発表基準についての周知を図る。

#### (1) 噴火警報·予報、降灰予報

#### ア 噴火警報(居住地域)、噴火警報(火口周辺)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」で発表し、略称は「噴火警報」となる。火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」で発表し、略称は「火口周辺警報」となる。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

#### イ 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

#### ■噴火警戒レベル

名 称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル 5 (避 難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態
(居住地域)			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生すると予想される(可能性 が高まっている)
噴火警報	火口周辺 警報	火口から居住地域 近くまでの広い 範囲の火口周辺	レベル 3 (入山規制)	居住地域のこの近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
(火口周辺)		火口から少し 離れたところまで の火口付近	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ)噴火が発生、あるいは発生する と予想される

噴火予報		火口内等	レベル 1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況に よって、火口内で火山灰の噴出等が 見られる(この範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)
------	--	------	----------------------------	--

#### ウ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には 及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

#### 工 降灰予報

噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。

#### オ 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報である。

カ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等をお知らせする情報である。

キ 噴火速報

登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報である。

#### 2 事前対策の検討

降灰によって生じることが想定される災害について、予防及び事前対策を検討する。

#### ■検討項目

- ◇市民の安全、健康管理等
- ◇降灰による空調機器等への影響
- ◇視界不良時の交通安全確保
- ◇農産物等への被害軽減対策
- ◇上下水道施設への影響の軽減対策
- ◇降灰処理、火山灰の処分場所の選定

#### 3 家庭内における備蓄の推進

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に 冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を促進する。

Э	第3 災害応急対策	
	市担当部班	本部事務局、所管各部
	関係機関	

#### 1 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本部事務局は、必要に応じて災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策の実施に努める。

#### 2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは市域に降灰があったときは、 降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き及び風速の情報を 取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

→ 発信手段は、第3章「風水害応急対策計画」 第6節「災害広報広聴計画」参照

#### ■災害オペレーション支援システムで取得する情報

◇噴火警報及び予報 ◇火山の状況に関する解説情報

◇噴火に関する火山観測報 ◇火山に関するお知らせ

#### (2) 降灰に関する被害情報の伝達

本部事務局は、降灰に関する情報(降灰及び被害の状況)を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

また、県は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターに、降灰の情報を伝達する。

## ■降灰調査項目

◇降灰の有無・堆積の状況 ◇時刻及び降灰の強さ

◇構成粒子の大きさ ◇構成粒子の種類、特徴等

◇堆積物の採取 ◇写真撮影

◇降灰量及び降灰の厚さ ◇構成粒子の大きさ

#### (3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

降灰が予測される場合、市長公室部は、降灰時に取るべき行動を、市民に発信する。 市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア(エリアメール・緊急速報メール、ツイッター、データ放送等)も活用する。

#### ■取るべき行動(例)

- ◇外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチ等により口元を覆うなど、 目やのどを保護する。
- ◇家屋に火山灰が入らないよう、窓を閉める。洗濯物は、屋外に干さない。
- ◇自動車の運転においては、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し、視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。
- ※ ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。

#### 3 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全を維持し、治安の維持の万全を期する。

#### (1) 警備

→ 第3章「風水害応急対策計画」 第13節「災害警備計画」参照

#### (2) 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、降灰による視界不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため、交通規制を実施する。

→ 第3章「風水害応急対策計画」 第14節「交通対策計画」参照

#### 4 避難所の開設・運営

教育部避難所班は、降灰の影響により住家での居住に支障が生じた市民が発生した場合は、 避難所を開設及び運営する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量の降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

→ 第3章「風水害応急対策計画」 第15節「避難計画」 第2「避難所の開設・運営等」参照

#### 5 医療救護

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に、喘息疾患には悪影響を与える可能性が高い。市民部医療班は、関係機関に対して、医療救護活動を要請する。

→ 第3章「風水害応急対策計画」 第 16 節「救急救助・医療救護計画」 第2「医療救護対策」 参照

#### 6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

降灰による被害の様相、二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう、対策を講じる。

- → 第4章「震災応急対策計画」 第8節「公共施設対策・帰宅困難者支援対策」 第2「ライフライン施設」、第3「交通施設の応急対策」参照
- → 第4章「震災応急対策計画」 第13節「救急救助・医療救護計画」参照

#### ■降灰による被害事例

◇電気設備:降灰の荷重により、電線が切れる。

雨を含んだ火山灰が付着した。神子の絶縁不良によってショートする。

◇上 水 道:水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。

火山灰は火山ガスが付着しているため、状況によりフッ素や塩素等の水質の値

が上昇する。

◇道 路:降灰が側溝に溜まり、流れが悪くなる。

◇鉄 道:分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

#### 7 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、産業振興部は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するよう支援する。

また、火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響

第6章 その他の災害対策計画第2節 火山噴火降灰対策計画

をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を 行う。

#### 8 降灰の処理

#### (1) 火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の 除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

また、道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には、道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

#### (2) 灰の回収

環境部は、各家庭から排出された灰の回収を実施する。一般家庭が、集めた灰を詰めて指 定の場所に出すためのポリ袋(克灰袋)を配布する。ただし、用意が間に合わない場合は、レ ジ袋等を二重にして出すなど、指定の場所への出し方を周知する。

また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は、各事業者(各施設管理者)の責任において実施するものとする。

#### (3) 一時仮置き場の設置等

環境部は、一時仮置き場の設置を行うとともに、火山灰の利用及び処分について検討する。 なお、最終処分場の確保が難しい場合は、県に対して広域的な処分の検討を要請する。

## 9 広域一時滞在

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の知事から県を通じて避難者の受入れの要請があった場合は、避難所を確保するなど、避難者を受け入れる態勢を整えるよう努める。

#### 10 物価の安定、物資の安定供給

市民部市民班及び産業振興部は、県と協力し、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、監視するとともに、必要に応じて指導等行う。

## 第3節 複合災害対策計画

東日本大震災においては、東北地方太平洋沖地震、大津波及び原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提と した対策を講じていく。

## 第1 基本方針

市担当部班	市長公室部危機管理課
関係機関	

複合災害に対応するに当たっての基本的な方針は、次に示すとおりとする。

#### 1 人命救助の優先

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防等の防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

## 2 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

#### 3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや 鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

## 第2 予防及び事前対策

市担当部班	市長公室部危機管理課、	所管各部
関係機関		

#### 1 複合災害に関する防災知識の普及

(1) 複合する可能性のある災害の種類

#### ◇地震災害

- ◇風水害(風害、水害、土砂災害、雪害)
- ◇大規模事故災害(大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故)等

#### (2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の三つのパターンに分けられる。

#### ■具体的なシナリオ例

パターン	具体的なシナリオ例		
パターン1	<ul><li>先発災害 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下</li><li>後発災害 巨大台風が直撃</li><li>影 響 河川はん濫が発生 (荒川決壊等)</li></ul>		
パターン 2	先発災害巨大地震の発生後発災害復旧又は復興活動中(1年以内)に巨大台風直撃影響先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ		
パターン3	地震A'県内A市で巨大地震発生地震B'市内で巨大地震がさらに発生影響市内及び県内対応資源が不足し、対応困難		

#### 2 複合災害発生時の被害想定の実施

市は、想定される複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定の実施を検討する。

#### 3 防災施設の整備等

市は、複合災害の発生により庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

#### 4 情報連絡体制の整備

市は、防災関係機関(警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等)間で、被災状況の 把握、救援及び救助活動の状況の把握等に必要な情報を共有する体制を整備する。

#### 5 避難対策

→ 第2章「災害予防計画」 第11節「災害に備えた体制整備」 第6「避難対策」参照

#### 6 災害医療体制の整備

→ 第2章「災害予防計画」 第11節「災害に備えた体制整備」 第5「医療救護対策」参照

#### 7 災害時の要配慮者対策

→ 第2章「災害予防計画」 第 11 節「災害に備えた体制整備」 第 14「要配慮者の安全対策」 参照

#### 8 緊急輸送体制の整備

→ 第2章「災害予防計画」 第11 節「災害に備えた体制整備」 第3「防災活動拠点の整備及び 緊急輸送ネットワークの整備」参照

匀	第3 応急対	3 応急対策	
	市担当部班	本部事務局、総合政策部情報班、建設部建設班	
	関係機関		

#### 1 情報の収集・伝達

市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

→ 第3章「風水害応急対策計画」 第5節「災害情報通信計画」参照

#### 2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災又は建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は、速やかに交通規制を実施する。

#### 3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、急傾斜地の崩壊、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市は、関係機関と連携し、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

#### 4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第6章 災害復旧計画 第3節 複合災害対策計画